別表二十一の記載要領第一号中「場合」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号。第５号において「平成22年改正法」という。）第２条の規定による改正前の法人税法第67条第１項（特定同族会社の特別税率）に規定する特定同族会社が同条の規定の適用を受ける場合」を加え、同欄二号中「「留保所得金額（別表四「39の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」に、「別表四「39の②」の」を「別表四「44の②」の」に改め、「（法第２条第12号の７の５（定義）に規定する連結完全支配関係をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同欄三号中「令第９条第１項第３号」を「別表四「19」の欄に金額の記載がある場合又は当該事業年度（平成22年９月30日以前の期間に限る。）において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第51号）による改正前の法人税法施行令第９条第１項第３号」に、「当該金額」を「これらの金額」に、「「留保所得金額（別表四「39の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」を「「留保所得金額（別表四「44の②」＋連結法人間配当等の当期支払額－連結法人間配当等の当期受取額）　(1)」」に改め、同欄四号中「第２条第18号」の次に「（定義）」を加え、同欄五号中「事業基盤強化設備」を「事業基盤強化設備等」に、「、第42条の10第５項」を「若しくは第42条の10第５項」に改め、「経営革新設備等に係る法人税額）若しくは」の次に「平成22年改正法附則第77条（情報基盤強化設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」を加える。

別表二十一(一)の二の記載要領第三号中「第17号」を「第16号」に改める。

別表二十一(四)の表中「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「39の①」又は別表二十（二）「１」）」を「所得金額若しくは欠損金額又は清算所得金額（別表四「44の①」又は別表二十（二）「１」）」に改める。

別表二十一の二の表を次のように改める。